士幌町町民第２４号指令

一般廃棄物処理業許可証

住　所　　河東郡鹿追町鹿追北５線２番地２３
氏　名　　有限会社　健勝重建
　　代表取締役　相澤　政則　様

令和８年７月８日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第１項の規定により、次のとおり許可をします。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	木くず（剪定木・流木）、スキ取り物（ボサ）、伐根物
営業所の所在地及び名称		河東郡鹿追町鹿追北５線２番地２３ 有限会社　健勝重建
許可期間		令和　８年　９月　１日から 令和１０年　８月３１日まで
一般廃棄物の収集を行うことができる区域		士幌町内一円
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	河東郡鹿追町鹿追北５線２番地１２ 有限会社健勝重建　処理施設
	その他	事業実施に当たって各種関連法規及び士幌町長の指示する事項を遵守すること。 士幌町の許可車であることを表示すること。

令和８年８月４日

士幌町長　髙　木　康　弘